島根県事業承継新事業活動等支援補助金交付要綱

（通　則）

第１条　島根県事業承継新事業活動等支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）（以下「適正化法施行令」という。）及び補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助目的）

第２条　本補助金は、事業承継を契機として新たな取組等を行う中小企業者を支援することにより円滑な事業承継を促進し、地域経済を支える県内中小企業の維持及び発展を目的とする。

（定　義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　中小企業者　中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項に掲げる者をいう。

⑵　商工会　商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に規定する商工会をいう。

⑶　商工会議所　商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に規定する商工会議所をいう。

⑷　県中央会　中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づいて設立された島根県中小企業団体中央会をいう。

⑸　財団　公益財団法人しまね産業振興財団をいう。

⑹　支援機関　本事業に取り組もうとする中小企業者を支援する商工会、商工会議所、県中央会及び財団をいう。

⑺　事業承継　原則として、個人事業者にあっては、代表者の交代及び事業譲渡等により経営資源を引き継ぐこと、法人にあっては、代表者の交代及び株式の過半数の譲渡を受けて経営資源を引き継ぐことをいう。

⑻　経営資源　会社又は個人事業を経営するうえで必要となる有形及び無形の財産をいう。

⑼　後継者　本補助金の交付を受けようとする会計年度の４月１日時点の２年前から補助金交付申請までの間に事業承継を行った者をいう。

⑽　後継予定者　本補助金の交付を受けようとする会計年度の４月１日時点から５年以内に事業承継を行う予定の者をいう。

⑾　間接補助事業　事業承継を契機として行う新たな取組等をいう。
⑿　間接補助事業者　間接補助事業を行う中小企業者をいう。
⒀　補助事業　間接補助事業者に間接補助事業に係る補助金を交付する事業をいう。
⒁　補助事業者　補助事業を行う支援機関をいう。
⒂　法承認等　中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 14 条第１項に基づく経営革新計画の承認もしくは中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 17 条第１項に基づく経営力向上計画の認定をいう、又は、生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）第 40 条第１項に基づく先端設備等導入計画の認定をいう。
⒃　起業者　以下の要件をすべて満たす後継者及び後継予定者をいう。
ア　本補助金の交付を受けようとする日の属する会計年度の２月末までに、財団、県内市町村等が開催する起業創業に関するセミナー等を受講したことが、修了証等により確認できること。
イ　本補助金の交付を受けようとする日の属する会計年度及びその前２会計年度の間に、島根県後継者人材バンクに登録し、新たに後継予定者が不在であった事業者の紹介を受け、その事業を引き継いだ又は引き継ぐ予定であること。ただし、紹介前からその事業に携わっていた者は除く。
ウ　引き継いだ又は引き継ぐ予定である事業を今後も継続する計画を有し、その計画を実行できると認められること。

（交付対象及び補助率）
第４条　知事は補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費について予算の範囲内で補助金を交付する。
２　補助事業の補助率、補助上限及び補助対象経費は、別表１の１のとおりとする。
３　間接補助事業の補助率、補助上限及び補助対象経費は、別表１の２のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。
４　間接補助事業は、補助金の交付を受けようとする会計年度の２月末日までとする。
５　補助事業は、間接補助事業の期限から 14 日以内までとする。
６　補助金の交付は１回限りとし、過去に本補助金の交付を受けたものは以降の補助金の交付対象としない。
７　間接補助事業の実施に当たっては、県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めること。

（間接補助事業者の要件）
第５条　間接補助事業者は、次の共通要件及び個別要件の全てを満たす中小企業

者とする。

⑴　共通要件

ア　みなし大企業（発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数若しくは出資価格の総額３分の２以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者をいう。）でないこと。

イ　島根県税の滞納がないこと。

ウ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する事業者でないこと。

エ　日本標準産業分類大分類における農業、林業、漁業を行う事業者でないこと。

オ　競輪・競馬等の競走場を行う事業者でないこと。

カ　競輪・競馬等の競技団を行う事業者でないこと。

キ　芸ぎ業（置屋、検番を除く。）を行う事業者でないこと。

ク　娯楽に付帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業を行う事業者でないこと。

ケ　宗教、政治・経済・文化団体を行う事業者でないこと。

コ　公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を行う事業者でないこと。

サ　間接補助対象事業が、国又は県の他の補助金等を活用する同一の事業でないこと。

シ　支援機関による支援体制が整っていること。

ス　法人にあっては、県内に登記簿上の本店及び主たる事業所を有し、議決権の過半数が県内に本店を有する法人又は県内に住民票を有する個人の保有であること。個人事業者にあっては、県内に住民票上の住所地及び主たる事業所を有すること。

⑵　個別要件

個別要件は別表２のとおりとする。

（補助金交付の申請）

第６条　間接補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第１－１号）に関係書類を添えて、補助事業者に申請しなければならない。
２　補助事業者は、前項の規定による申請があり、当該申請の内容を審査し、知事から補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第１－２号）に関係書類を添えて、知事へ申請しなければならない。
３　間接補助事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（補助金交付の決定）
第７条　知事は、前条第２項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助事業者へ交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第２－１号）を補助事業者に送付するものとする。
２　知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
３　補助事業者は、第１項の規定による通知があった場合には、間接補助事業者へ交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第２－２号）で通知するものとする。
４　補助事業者は、前項の通知に際して、第２項による条件があるときは、当該条件を付して通知することとする。

（申請の取下げ）
第８条　間接補助事業者は、交付決定の内容又は条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受けた日から７日以内に補助事業者へ補助金交付申請の取下げ（様式第３－１号）を申請することができる。
２　補助事業者は、前項の申請があったときは、補助金交付申請の取下げ（様式第３－２号）を知事へ申請することとする。

（間接補助事業の経理等）
第９条　間接補助事業者は、間接補助事業に関する収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を備え付け、これを間接補助事業の完了又は廃止した年度の翌年度から５年間保存しなければならない。
２　補助事業者は、補助事業に関する収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を備え付け、これを補助事業の完了又は廃止した年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（間接補助事業の内容及び経費の変更の承認等）

第 10 条　間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業者へ間接補助事業の変更申請書（様式第４－１号）を申請し、その承認を受けなければならない。

（1）　対象経費の総額の 20％を超える増減をしようとするとき。

（2）　事業の内容を変更しようとするとき。ただし、間接補助事業の目的の達成に影響がなく、事業効率の低下をもたらさない軽微な変更についてはこの限りではない。

（3）　間接補助事業者に関する情報（住所、商号又は名称及び代表者氏名）を変更しようとするとき。

２　補助事業者は、前項の申請を受け、当該申請の間接補助事業の変更が妥当であると認められるときは、間接補助事業の変更申請書（様式第４－２号）に関係書類を添えて、知事へ申請し、その承認を受けなければならない。

３　知事は前項の申請があったときは、当該申請の内容を確認し、補助事業者へ承認可否の回答（様式第５－１号）を通知する。

４　補助事業者は前項の通知を受けたときは速やかに間接補助事業者へ当該申請の承認可否の回答（様式第５－２）を通知すること。

（間接補助事業の中止又は廃止）

第 11 条　間接補助事業者は、間接補助事業を中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ間接補助事業の中止（廃止）申請書（様式第６－１号）により、補助事業者の承認を受けなければならない。

２　補助事業者は前項の申請があり、当該申請の内容を確認し、間接補助事業を中止又は廃止が妥当であると認められるときは、間接補助事業の中止（廃止）申請書（様式第６－２号）に関係書類を添えて、知事の承認を受けなければならない。

３　知事は第２項の申請があったときは、当該申請の内容を確認し、補助事業者へ中止（廃止）申請の回答（様式第７－１号）を通知する。

４　補助事業者は前項の通知を受けたときは速やかに間接補助事業者へ当該中止（廃止）申請の回答（様式第７－２号）を通知すること。

（遂行状況報告）

第 12 条　間接補助事業者は、知事から間接補助事業の遂行状況等についての報告の指示があった場合は、指定する期日までに遂行状況報告書（様式第８－１号）と関係書類を添えて補助事業者に報告しなければならない。

２　補助事業者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく当該報告書等の書類の

審査及び現地調査等を行い、遂行状況報告書（様式第８－２号）と関係書類を添えて、知事に報告すること。

（実績報告）

第 13 条　間接補助事業者は、間接補助事業が完了したときは、完了日から起算して 30 日を経過する日又は間接補助対象期間の末日いずれか早い日までに実績報告書（様式第９－１号）を補助事業者へ報告すること。

２　補助事業者は、前項の報告を受けたときは、報告書等の書類審査及び現地調査等を行い、その報告に係る間接補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 10 条に基づく変更の承認があるときは、その変更後の内容）及び付された条件に適合すると認めたときは、間接補助事業者から報告のあった日から 14 日以内に実績報告書（様式第９－２）を知事へ報告すること。

（補助金の額の確定）

第 14 条　知事は、前条の報告を受けたときは、速やかに検査を実施し、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知する。

２　補助事業者は前項の通知を受けたときは速やかに間接補助事業者へ通知すること。

（補助金の支払）

第 15 条　間接補助事業者は、前条の規定により、補助金の額が確定し、支払を受けようとするときは、補助事業者へ精算払請求書（様式第 10－１号）を提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の規定により申請があったときは速やかに知事へ精算払請求書（様式第 10－２号）を提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消）

第 16 条　補助事業者は、第 10 条の規定に基づく間接補助事業の内容及び経費の変更の承認を行った場合、若しくは第 11 条の規定に基づく間接補助事業の中止又は廃止の承認を行った場合、又は別表３の規定に該当すると判明したときは知事へ報告するものとする。

２　知事は前項の報告を受けたときは、補助事業者の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。

３　補助事業者は前項の措置があったときは間接補助事業者への交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することとする。

４　補助事業者は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、間接補助事業者に対して期限を

付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じ、知事へ返還することとする。

（財産の管理及び処分）

第 17 条　間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（取得価格が 50 万円以上又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他財産に限る。以下「取得財産等」という。）について、間接補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳（様式第 11 号）を整え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

２　間接補助事業者は、補助金交付の目的に反し取得財産等を処分しようとするとき又は他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、若しくは債務の担保に供しようとするときは、補助事業者へ処分承認申請書（様式第 12-１号）を申請し、承認を受けなければならない。

３　補助事業者は、前項の規定による申請があったときは、知事へ処分承認申請書（様式第 12-２号）を申請し、承認を受けなければならない。

４　知事は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、当該取得財産の処分承認適否の回答（様式第 13-１号）を補助事業者へ通知するものとする。

５　補助事業者は、前項の通知に基づき、間接補助事業者へ当該取得財産の処分承認適否の回答（様式第 13-２号）を通知するものとする。

６　補助事業者は、間接補助事業者が、前項の規定の承認を受け、取得財産等を処分する場合、当該処分財産に係る補助金額を限度に補助金の全部又は一部を納付させることがある。ただし、当該取得財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の定める耐用年数を経過している場合を除く。

７　補助事業者は、前項の納付を受けたときは、遅滞なく知事に納付すること。

（産業財産権等に関する届出）

第 18 条　間接補助事業者は、間接補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権、商標権等（以下「産業財産権等」という。）を間接補助事業期間内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なく産業財産権等取得等届出書（様式第 14-１号）を補助事業者に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく産業財産権等取得等届出書（様式第 14-２号）と関係書類を添えて、知事に報告すること。

（効果報告）

第 19 条　間接補助事業者は、間接補助事業が完了した会計年度の終了後５年間又は事業承継が行われた年の属する会計年度のいずれか長い期間、毎会計

年度終了後 60 日以内に実施効果報告書（様式第 15 号）を、補助事業者を経由して知事へ報告するものとする。ただし、当該事業承継が行われた年の属する会計年度が、間接補助事業が完了した会計年度の終了後 10 年間を超えるときは、報告の期間を間接補助事業が完了した会計年度の終了後 10 年間とする。

2　間接補助事業終了後に事業承継が行われた場合、間接補助事業者は、事業承継の事実を確認できる書類を実施効果報告書に添付しなければならない。

3　前項において、承継後の事業者は、第 17 条の規定による財産の管理及び処分に関する義務及び第 19 条第 1 項に規定する義務を引き継ぐものとする。

（間接補助事業等の公表）

第 20 条　知事は、間接補助事業者の名称及び事業内容等について、当該内容を公表することができる。

附　則

１．この要綱は平成 31 年４月１日から施行する。

１．この要綱は令和２年４月１日から施行する。

１．この要綱は令和３年４月１日から施行する。

１．この要綱は令和４年３月 29 日から施行する。

１．この要綱は令和５年３月 31 日から施行する。

１．この要綱は令和６年４月１日から施行する。

１．この要綱は令和７年４月１日から施行する。

１．この要綱は令和８年４月１日から施行する。

別表１の１（第４条関係）

補助事業の補助率、補助上限及び補助対象経費

補助率	10／10 以内
補助上限	100 万円/件 ただし、法承認等がある場合又は起業者の場合は 200 万円/件
補助対象経費	補助事業者が間接補助事業者へ交付する補助金

別表１の２（第４条関係）

間接補助事業の補助率、補助上限及び補助対象経費

補助率	1/2 ただし、法承認等がある場合又は起業者の場合は 2/3	
補助上限	100 万円 ただし、法承認等がある場合又は起業者の場合は 200 万円	
補助対象経費	原材料費	・試作品、サンプル品の製造に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費。
	産業財産権取得費	・新商品・新役務の開発に係る特許権、実用新案権、意匠権・商標権の出願料、審査請求料、特許料、登録料、弁理士費用等。
	市場調査費	・自社で行うマーケティング調査に係る情報購入費、アンケート等印刷製本費、サンプル品配送料、会場借上料等。
	備品機械設備等購入費	・新たな取組のために必要な専用の機械器具・備品・消耗品の購入に要する経費。 ・設置に伴う経費。
	施設改修費	・新たな取組のため、間接補助事業者が所有する施設を改修する設計料、工事費、運搬費等の経費。
	撤去費	・新たな取組のため、既存施設等の撤去に要する経費。
	IT 導入費	・新たな取組のためにＩＴを活用したシステム化（管理システム、販売システム、受発注システム等）もしくはＩＴ機器・ソフトウェアの導入に必要な経費。

	研修経費	・後継者又は後継予定者が、新たな取組のために座学研修や実地研修に必要な経費。
	外注費	・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）したときの外注先に支払われる経費（専門性が高く、自ら実行することが困難な業務に限る）。
	広報費	・パンフレット・チラシ等の作成、広告媒体活用のために支払われる経費。
	展示会等経費	・展示会等の出展に要する経費。
	県外店舗等借入・機械器具リース費	・島根県外の販路開拓のために借り入れた県外の店舗、事務所、駐車場、倉庫の賃借料及び共益費。 ・島根県外の販路開拓のために借り入れた県外店舗等専用の機械器具のリース料・レンタル料。 ・新たな取組のために必要な専用の機械器具のリース料・レンタル料。
	雑役務費	・業務・事務を補助するために、臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費。
	幹部人材募集経費	・幹部人材を外部から確保するために支払う有料職業紹介事業者への手数料や広告料。

別表２（第５条関係）

個別要件

項目	内容
新たな取組に関する要件	本補助金の交付を受けようとする会計年度の４月１日時点で６５歳未満の後継者又は後継予定者が中心となって行う、新商品若しくは新役務の開発、販路開拓等により収益力の向上を図る、新たな取組を主たる内容とする事業計画を有していること
事業承継に関する要件	次のいずれかに該当するもの ①事業承継前 後継予定者が決まっており、補助金の交付を受けようとする会計年度の末日から起算して５年以内に代表者の交代をする事業承継計画を有し、株の過半数を引き継ぐ計画（個人事業者が承継する場合は除く）を有していること ただし、代表者の交代、株の過半数の譲渡の要件のうちいずれか一方をすでに満たしている場合は、その満たした時点の会計年度の末日から５年以内に、残りの要件を満たす計画（個人事業者が承継する場合は除く）としていること ②事業承継後 本補助金の交付を受けようとする日の属する会計年度の前２会計年度以内に事業承継を実施したものであること

別表３（第 16 条関係）

補助金の交付決定の取消

間接補助事業者が、法令、要綱もしくは別に定める規定に基づく補助事業者の指示等に違反したとき
間接補助事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用したとき
間接補助事業者が、間接補助事業に関して、不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき
間接補助事業者が、交付決定後に生じた事情の変更により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

私は、島根県事業承継新事業活動等支援補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。